

健康づくり支援システム構築事業費補助金交付要綱

(補助金の交付の目的)

第1条 この要綱は、健康づくり支援システム構築事業の実施に係る補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、神戸医療産業都市構想や「健康を楽しむまちづくり」の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「交付事業者」とは、健康づくり支援システムの構築を進める団体のことをいう。

2 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金は、補助事業者が健康づくり支援システム構築のため次に掲げる事業を行うために必要な経費に対し、市長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

- ・健康づくり支援システム構築事業
 - ①健康づくり支援システム構築に係る経費
 - ②①に係る調査費用
 - ③①、②の事業に係る附帯雑費
 - ④その他特に市長が必要かつ適当と認める事業に係る経費

(補助率)

第4条 神戸市が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、次表のとおりとする。

前条に規定する事業	補助金の額
・健康づくり支援システム構築事業	補助金の交付の対象となる経費の10分の10以内とする。

(補助事業の対象期間)

第5条 補助事業の対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、健康づくり支援システム構築事業費補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)及び事業計画書(様式第1号別紙)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、健康づくり支援システム構築事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助申請者は、前条の交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。この場合において、申請の取り下げをすることができる期限は、交付決定通知書を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の内容または経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分の変更しようとするときは、健康づくり支援システム構築事業費補助金にかかる補助事業の内容・経費の配分変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(補助事業の中止または廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、健康づくり支援システム構築事業費補助金にかかる補助事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができな
いと見込まれるときまたは補助事業の遂行が困難になったときは、速やか
に健康づくり支援システム構築事業費補助金にかかる補助事業遅延等報告
書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況につ
いて、健康づくり支援システム構築事業費補助金にかかる補助事業の遂行
状況報告書（様式第6号）を、10月31日までに市長に提出しなければ
ならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日
を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに健康づく
り支援システム構築事業費補助金にかかる補助事業の実績報告
書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書
類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実
施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認
めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、健康づくり支援システム構
築事業費補助金交付額の確定通知書（様式第8号）を補助事業者に通知す
るものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、
既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補
助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、
期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期
間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するも
のとする。

（補助金の概算払及び精算払の請求）

第15条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするとき
は、健康づくり支援システム構築事業費補助金概算払請求書（様式9-1号）

または健康づくり支援システム構築事業費補助金精算払請求書（様式9-2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付の取消しまたは補助金の返還）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号の一つに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、またはすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱、または補助金交付決定の通知に付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請、報告または不正の行為によって補助金の交付を受けたとき

（財産の管理及び処分）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、または担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認にかかる財産を処分したことによる収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を市に納付させることができる。
- 4 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、または効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的な運用を図らなければならない。

（検査等）

第19条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示を行い、報告を求め、または検査をすることができる。

（事情の変更）

第20条 市長は、補助金の交付の決定後、天災地変又は特別の事情が生じ

た場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(施行の細則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、企画調整局長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(平成18年4月3日改正)

1. この要綱は、平成18年4月3日から適用する。

附 則

(平成26年4月1日改正)

1. この要綱は、平成26年4月1日から適用する。